



庶 第 2 1 4 号
平成 2 3 年 3 月 1 8 日

保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）

宮 部 龍 彦 様

大阪法務局長 石 井 寛 明



平成 2 3 年 1 月 1 1 日 付 け 受 付 第 1 3 号 で 開 示 請 求 の あ っ た 保 有 個 人 情 報 に つ い て は、行 政 機 関 の 保 有 す る 個 人 情 報 の 保 護 に 関 す る 法 律（平 成 1 5 年 法 律 第 5 8 号。以 下 「法」とい う。）第 1 8 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き、下 記 の と お り、開 示 す る こ と に 決 定 し た の で 通 知 し ま す。

記

1 開示する保有個人情報（全部開示・部分開示）

平成 2 2 年 4 月、大阪法務局が、開示請求者が運営しているインターネットホームページに掲載された情報について、人権侵害を理由として、当該ブログを管理しているプロバイダーに対して、削除要請を行う措置を執った人権侵犯事件の記録一式（別紙のとおり）

2 不開示とした部分とその理由

- (1) 本件開示請求に係る保有個人情報には、開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあると認められる情報が含まれているところ、これらの情報は、法第 1 4 条 第 2 号 本 文 の 不 開 示 情 報 に 該 当 す る。
- (2) 本件開示請求に係る保有個人情報には、人権侵犯事件の調査処理に関する職員間の協議・検討の内容が含まれているところ、内部的な協議・検討の過程において出された意見・評価等が開示されることとなると、職員らが率直な意見を述べることをちゅうちょし、ひいては事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、法第 1 4 条 第 7 号 柱 書 き の 不 開 示 情 報 に 該 当 す る。
- (3) 本件開示請求に係る保有個人情報には、人権擁護事務を遂行する職員に関する情報が含まれているところ、これらの情報が開示されることとなれば、当該事務の適

正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、法第14条第7号柱書きの不開示情報に該当する。

- (4) 本件開示請求に係る保有個人情報には、法人その他の団体に関する情報であって、開示することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが含まれているところ、当該情報は、法第14条第3号イに該当するとともに、これらの情報が開示されることとなれば、関係者がありのままに事実を述べることをちゅうちょするようになるだけでなく、調査そのものに応じることも拒否するようになり、ひいては事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、法第14条第7号柱書きの不開示情報に該当する。
- (5) 本件開示請求に係る保有個人情報には、開示請求者以外の者から聴取した事実及び被聴取者や聴取内容を推認させる情報が含まれているところ、これらの情報が開示されることとなれば、関係者がありのままに事実を述べることをちゅうちょするようになるだけでなく、調査そのものに応じることも拒否するようになり、ひいては事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、法第14条第7号柱書きの不開示情報に該当する。
- (6) 本件開示請求に係る保有個人情報には、大阪法務局が調査を行った結果得られた証拠の内容が含まれているところ、これらの情報が開示されると、人権侵犯事件の調査処理に係る職員による事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、法第14条第7号柱書きの不開示情報に該当する。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、法務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所、大阪地方裁判所又は行政事件訴訟法第12条第4項に規定する特定管轄裁判所にこの決定の取消しを求める訴訟を提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しを求める訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6か月以内に提起することができます（なお、裁決の日から1年を経過した場合は、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

3 開示する保有個人情報の利用目的 人権侵犯事件の処理に利用するため。

4 開示の実施の方法等（同封の説明事項をお読みください。）

(1) 開示の実施の方法等

保有個人情報開示請求書において希望された開示の実施方法等により、開示を実施できます。

〈実施の方法〉 写しの送付

なお、下表に記載した方法のうち保有個人情報開示請求書において希望された開示の実施方法と異なる方法、(2)に記載された日時のうち都合の良い日を選択することもできます。この場合には、希望する開示の実施の方法等を選択して申し出てください。

開示の実施の方法	
①事務所における開示	閲覧，複写機により複写したものの交付
②写しの送付の方法	準備に要する日数7日，送付に要する費用390円

(2) 事務所における開示を実施することができる日時，場所
 期間：平成23年3月22日から平成23年4月20日まで（土・日曜，祝祭日を除く。）
 時間：午前8時30分から午後5時15分まで
 場所：大阪法務局総務部庶務課

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数，郵送料（見込額）
 日数：「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」が提出された日から1週間後までに発送予定
 郵送料（見込額）：定型外郵便物 390円

* 担当課等 〒540-8544
 大阪市中央区谷町二丁目1番17号
 大阪法務局総務部庶務課
 電話06-6942-1483(直通)

開示請求対象文書

- 1 特別事件開始及び調査結果報告書決裁文書
- 2 平成22年5月19日付け特別事件開始及び調査結果報告書
- 3 平成22年5月26日付け承認書
- 4 平成22年6月1日付け特別事件処理報告書
- 5 平成22年2月22日付け口頭聴取書
- 6 平成22年2月23日付け（午後1時50分）電話聴取書
- 7 平成22年2月23日付け（午後6時50分）電話聴取書
- 8 平成22年3月1日付け口頭聴取書
- 9 平成22年3月2日付け報告書
- 10 平成22年3月5日付け電話聴取書
- 11 平成22年3月9日付け電話聴取書
- 12 平成22年3月10日付け電話聴取書
- 13 平成22年3月12日付け電話聴取書
- 14 平成22年3月31日付け電話聴取書
- 15 平成22年3月31日付け法務省人権擁護局調査救済課発出文書
- 16 平成22年4月6日付け電話聴取書
- 17 平成22年4月7日付け受信電子メール文書
- 18 平成22年4月13日付け電話聴取書
- 19 平成22年4月15日付け決裁文書
- 20 平成22年4月21日付け受信電子メール文書
- 21 平成22年4月21日付け（午後2時）電話聴取書
- 22 平成22年4月21日付け（午後3時15分）電話聴取書
- 23 平成22年4月21日付け（午後4時）電話聴取書（対 ミヤベ某男）
- 24 平成22年4月21日付け（午後4時）電話聴取書（対 本省）
- 25 平成22年4月22日付け送信電子メール文書
- 26 平成22年4月22日付け受信電子メール文書
- 27 調査の結果得られた証拠を印刷した書面

<説明事項>

1 「開示の実施の方法等」

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により開示の実施の申出を行ってください。

開示の実施の方法は、通知書の4(1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。

事務所における開示の実施を選択される場合は、通知書の4(2)「事務所における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、「*担当課等」に記載した担当まで連絡してください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の3日前には当方に届くように提出願います。

また、写しの送付を希望される場合は、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」によりその旨を申し出てください。なお、この場合は郵送料（郵便切手）が必要となります。

2 決定に対する不服申立て等

決定に不服がある場合には、行政不服審査法又は行政事件訴訟法により、審査請求又は取消訴訟を提起することができます。これについては、本件通知書の「2 不開示とした部分とその理由」の「※」をお読みください。

3 開示の実施について

(1) 事務所における開示の実施を選択され、その旨「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、本通知書をお持ちください。

(2) 写しの送付を希望された場合は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書に併せて、お知らせした送付に要する費用を郵便切手又は総務大臣が定める証票で送付してください。

4 担当課等

開示の実施方法等、不服申立ての方法等についてご不明な点がありましたら、本欄に記載した担当までお問い合わせください。